

審査基準

基準の名称	営業者の地位の承継（譲渡）の承認基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
旅館業法	第3条の2第1項	営業者の地位の承継の承認（譲渡）
基準の内容		
<p>旅館業法</p> <p>第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。</p> <p>2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。</p>		
<p>旅館業法施行規則</p> <p>第一条の三 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 譲受人の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）</p> <p>二 譲渡人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）</p> <p>三 譲渡の予定年月日</p> <p>四 営業施設の名称及び所在地</p> <p>五 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 旅館業の譲渡を証する書類</p> <p>二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し</p>		
<p>旅館業法施行細則</p> <p>（旅館業の譲渡に係る承認申請書）</p> <p>第二条の二 省令第一条の三第一項の申請書は、様式第一号の二によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 譲受人が法人の場合にあつては、当該法人の業務を行う役員の名簿</p> <p>二 前条第二項第一号に掲げる図面</p>		